

第 121 回八戸市都市計画審議会

会 議 録

日 時 : 令和 3 年 11 月 11 日 (木)
午後 2 時 00 分から午後 2 時 40 分まで

場 所 : 八戸市庁 別館 8 階 研修室

第 121 回八戸市都市計画審議会 会 議 録

出席委員（11 名）

第 1 号委員

武 山 泰 (八戸工業大学教授)

岩 藤 壽 通 (元八戸市建設部長)

第 2 号委員

三 浦 博 司 (八戸市議会副議長)

第 3 号委員

阿 部 勝 博 (国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長)

牧 野 仁 (青森県三八地域県民局 地域農林水産部長)

第 4 号委員

武 輪 俊 彦 (八戸商工会議所)

外 館 友 之 (八戸青年会議所)

上 野 茂 宣 (八戸市連合町内会連絡協議会)

阿 部 弘 子 (八戸市社会福祉協議会)

木 村 照 男 (八戸農業協同組合)

中 山 恵美子 (公募委員)

事務局出席者

大志民	諭	(都市整備部長)
豊川	雅也	(都市整備部次長兼都市政策課長)
上館	章	(都市政策課副参事 都市計画グループリーダー)
関口	孝寿	(都市政策課主幹)
大塚	勇介	(都市政策課技師)
山道	颯樹	(都市政策課技師)
中村	美佳子	(都市政策課技師)
安原	清友	(観光課長)
佐々木	孝	(観光課副参事 施設グループリーダー)
田中	裕樹	(観光課主幹)
田邊	肇	(下水道建設課参事 計画調査グループリーダー)
田口	将凡	(下水道建設課主幹)

第 121 回 八戸市都市計画審議会

令和 3 年 11 月 11 日（木） 14:00～14:40

八戸市庁 別館 8 階 研修室

○司会

本日は、お忙しい中、ご出席下さいまして誠にありがとうございます。
ただいまより、第 121 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の換気を行っております。
ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、大志民都市整備部長より会長へ諮問をお願いします。

○大志民都市整備部長

八戸市都市計画審議会会長 武山 泰 様

八戸市長 小林 眞

八戸都市計画の変更について、諮問。

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

八戸都市計画 用途地域の変更について（八戸市決定）

八戸都市計画 準防火地域の変更について（八戸市決定）

八戸都市計画 下水道の変更について（八戸市決定）

よろしくお願いいいたします。

○司会

それでは、改めまして事務局よりご報告申し上げます。

本日は審議委員で、奈良委員、金委員、苫米地委員、松井委員の 4 名が欠席となっております。

委員 15 名中 11 名が出席しておりますので、規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前に送付いたしました「議案資料、参考資料」、そして本日お配りしております「次第、席図、委員名簿、八戸市都市計画審議会における会議録署名及び押印の見直しについて」の資料となっております。

お手元に資料のない方はお知らせください。

それでは、会長より、審議の進行をお願いします。

○会長

はい。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

コロナもだいぶ落ち着いたかとは思いますが、まだ警戒が必要だということでこのような席の配置となっておりますが、ご審議の程よろしく申し上げます。

先程、議案について諮問をいただきましたので、慎重に審議し、答申したいと思っております。よろしく申し上げます。

ここで、審議に入る前に、事務局より、押印見直しについての説明をお願いします。

○事務局

配布しております、「八戸市都市計画審議会における会議録署名及び押印の見直しについて」の資料をご覧ください。

まず、見直しの背景ですが、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、令和2年7月7日付けで総務省自治行政局長から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知があり、積極的な取組が求められています。行政手続きにおける当該見直しは、感染拡大防止のみならず、手続きの簡素化による市民の利便性向上や業務の見直しによる事務効率化が期待できるものであり、デジタル化の推進や効率的かつ効果的な行政サービスの提供にも資するものであることから、本市においても積極的に見直しを進めることとしております。

このことから、当審議会においても、推薦書、就任承諾書等については押印廃止を実施済みですが、会議録についても署名及び押印の見直しをしたいと考えております。

見直しの内容ですが、会議録について、これまでは署名と押印をお願いしていましたが、今回からは会議録の確認のみをお願いすることとし、会議録には確認者の記名のみとしたいと考えております。

資料裏面に変更前の署名欄を、2枚目に変更後を載せておりますが、変更前の署名欄の下線部分を削除することとします。

確認の方法としては、事務局での会議録案作成後に確認者2名にメール又は郵送しますので、確認者の方は会議録案の確認が終わりましたら、メール又は電話にて事務局へお知らせください。その連絡を受けた後に事務局で、日付及び確認者氏名を記載することとします。

また、名称についても今回からは「会議録」に改めることとします。これは、これまでは、表紙と署名欄で「議事録」と「会議録」が混在していたため、統一するものです。

なお、八戸市都市計画審議会条例において、「審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。」こととなっております。

説明は以上となります。

○会長

今、各方面で押印見直しがされているかと思いますが、それに合わせるような形で、都市計画審議会においても押印を見直していきたいという内容かと思いますが。ご異議等ございませんでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

ご異議ないようでございますので、これまでは議事録署名者ということで選任をしておりましたが、今回からは記名のみとすることといたしまして、会議録確認者ということでお願いしたいと思います。2名ということで、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

それでは阿部勝博委員、木村照男委員にお願いいたします。お二方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。

議案について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

本日の議案は、スライドに表示しているとおりの3件となっております。

議案第1号の用途地域の変更と議案第2号の準防火地域の変更については同一箇所となりますので、まず議案第1号、議案第2号について説明いたします。

はじめに、用語の説明をさせていただきます。

用途地域とは、都市計画法第8条に定める地域地区の一つで、都市計画区域内において、都市全体の土地利用の規制・誘導など基本的枠組みを設定するもので、地区または街区ごとに建築物の種類（用途）や規模（建蔽率、容積率）を指定するものでございます。

用途地域は、住居系が8種類、商業系が2種類、工業系が3種類の全13種類あり、用途地域ごとに建てられるもの建てられないものが細かく決められております。

次に、準防火地域とは、都市計画法第8条に定める地域地区の一つで、建築物が密集する都市部において、建築物の構造や材質を規制することにより建築物の防火性能

を高め、市街地における火災の延焼を抑えることを目的として定める地域のことです。

当市では、三日町・十三日町周辺の中心市街地及び八戸駅西地区の約 42ha をより規制の厳しい防火地域に指定しており、防火地域指定地域以外の商業地域・近隣商業地域及び八戸駅西側の準工業地域の約 337ha を準防火地域に指定しています。

用語の説明は以上となります。

続いて、今回の変更内容ですが、今回の変更は旧柏崎小学校跡地広場整備事業に係る都市計画変更となりますので、ここで、事業について、担当の観光課より説明いたします。

○事務局

それでは旧柏崎小学校跡地広場整備事業についてご説明いたします。

お配りしている参考資料の資料 2 をご覧ください。

事業の趣旨ですが、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」の一つであり、日本を代表する山車祭りである八戸三社大祭の振興と伝承のための山車製作場所の確保と、旧柏崎小学校跡地周辺地域へ憩いの場所の創出を目的として、旧柏崎小学校跡地への八戸三社大祭山車小屋と、市民が幅広く利用できる広場を整備するものです。

続いて、これまでの経緯ですが、平成 24 年 2 月に、柏崎地区連合町内会が市へ要望書を提出しております。

その内容は、①憩いの場としての公園・緑地の整備、②旧校舎のコミュニティ施設としての活用となっております。

平成 26 年 12 月には、連合町内会から改めて市へ要望書を提出しており、その内容は、①憩いの場としての公園・緑地の整備、②柏崎地区山車組の製作場所の確保となっております。

平成 27 年 1 月には、はちのへ山車振興会が市へ要望書を提出しており、その内容は山車製作・展示場等の整備となっております。

これらの要望を受けて、平成 30 年 2 月に市では整備方針を公表し、その内容は、山車小屋の整備、地域の催しや憩いの場所としての広場・緑地を整備するというものでした。

その後、令和 2 年 12 月に、柏崎地区連合町内会とはちのへ山車振興会との協議を経て、山車小屋を 6 棟整備する方針を決定しました。

また令和 3 年 3 月には、柏崎地区連合町内会、はちのへ山車振興会、八戸市の共催により、「旧柏崎小学校跡地の活用に関する情報共有会」を開催しました。

令和 3 年 5 月には、柏崎地区連合町内会、はちのへ山車振興会が市へ要望書を提出し、その内容は山車小屋のある広場を整備するために用途地域を「第一種住居地域」から「近隣商業地域」へ変更することを求めるものでした。

続いて、整備概要についてですが、整備地は柏崎二丁目にある旧柏崎小学校跡地で、整備面積は約 1.6ha となっております。

整備内容としては、山車小屋 6 棟と、それに付随する倉庫兼休憩室を 6 棟、広場・緑地等となっております。

続いて、基本計画図案についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

右側の通称ゆりの木通り側に山車小屋を配置し、中央には多目的広場、左側に芝生広場を配置する案となっております。

ゆりの木通り側の桜を保存し、周囲に桜を植栽する案となっております。

続いて、広場エリアについてご説明いたします。

広場の設備としては、多目的広場、芝生広場、トイレ、駐車場、四阿（あずまや）、遊具などを想定しております。

跡地の中央部には、山車を展示したりイベントなどにも使用できるよう、インターロッキング敷きの多目的広場を配置し、左側には芝生広場を配置しています。

また、「守り石」につきましては、地域からのご要望どおり保存・活用することとしております。

なお、実際の広場の整備内容については、今後、地域の皆さんと意見交換しながら決めていきたいと考えております。

続いて、山車小屋エリアについてご説明いたします。

旧柏崎小学校跡地につきましては、軟弱地盤となっておりますので、比較的地盤がしっかりしているゆりの木通り側の旧校舎があった場所に、山車小屋 6 棟を配置しております。

ゆりの木通り側の桜並木につきましては、地域からのご要望どおり保存・活用することとしております。

続いて、山車小屋の全体イメージになります。

山車小屋は、建築基準法に適合した常設の建物として整備することとしております。

また、山車小屋の後ろには倉庫兼休憩室としてユニットハウスを整備します。

周囲はアスファルト敷きとし、資材運搬時などに車両が通行できるようにしております。

続いて、山車小屋の詳細ですが、1 棟あたりの建築面積は約 147 m²、構造はテント地以上としております。

最高高さは 9.8m、開口部の高さは 6 m です。

山車の展開時は高さが約 10m となりますので、せり上げた状態での作業は、山車小屋から出して行うこととなります。

なお、イメージは現在検討中の内容ですので、今後仕様を変更する場合があります

のでご理解ください。

続いて、整備スケジュールについてご説明申し上げます。

今回、用途地域の変更が認められましたら、その後、山車小屋の実施設計を進めますが、この作業に約1年かかる見込みです。

その間並行して、地域住民の皆様と広場の内容について意見交換するための検討会を開催する予定です。

その後、山車小屋の整備に約1年かかります。

また、並行して、広場の実施設計を行います。広場の整備には約2年かかると見込んでおります。

なお、上記スケジュールにつきましては、市の財政状況や財源確保、地域の実情等、状況により変更する場合がありますことを申し添えます。

事業についての説明は以上となります。

○事務局

続いて、用途地域、準防火地域の変更箇所について、ご説明いたします。

変更箇所は参考資料の資料3総括図と資料4計画図に示しているとおおり、旧柏崎小学校跡地で、面積は約2.0haとなります。

変更内容は、用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域へ変更し、また、準防火地域を新たに指定するものです。

続いて、資料5①の用途地域の新旧対照表をご覧ください。

今回の変更により、第一種住居地域は811haから2ha減の809ha、近隣商業地域は142haから2ha増の144haとなります。

資料5②の準防火地域の新旧対照表をご覧ください。

準防火地域は337haから2ha増の339haとなります。

続いて、変更理由です。参考資料の資料6をご覧ください。

観光課の説明と一部重複しますが、改めて説明します。

今回の変更箇所である旧柏崎小学校跡地については、平成23年8月の柏崎小学校移転以降、八戸都市計画区域マスタープラン、八戸市都市計画マスタープラン等、上位計画を踏まえ、市が利活用方策の検討を進めてきました。

地元からの要望を踏まえ、関係団体も交えて協議を重ねた結果、八戸三社大祭の振興と保存伝承のための永続的な山車制作場所の確保と、憩いの場の創出を目的に、市が山車小屋を備えた広場を整備する方針がまとまりました。

この方針を基に基本計画案を作成し、地元連合町内の住民を対象に意見交換会（令和3年3月）を行ったところ、計画に対する反対意見はありませんでした。しかし、現行の第一種住居地域では常設の山車小屋が整備できないため、地元連合町内会等か

らは意見交換会の結果を踏まえ、山車小屋整備が可能となる近隣商業地域への変更を求める要望書が提出されました。

市としても、祭りを通じた交流の場の形成により、周辺の商業地と一体となった土地利用の促進につながり、まちの賑わいが加速されるものと判断し、当該地に隣接する商業系用途地域である近隣商業地域へ変更するものです。

また、用途地域の変更に伴い、都市防災上の見地から準防火地域を指定するものです。

最後に都市計画変更のスケジュールについて説明いたします。資料7をご覧ください。

本日ご説明した変更案については、10月14日に全市民を対象とした説明会を開催し、出席者は4名でした。

説明会では、山車小屋・広場整備の具体的なスケジュールについて質問がありましたが、用途地域、準防火地域の変更案に対する質問・意見はありませんでした。

また、10月15日から10月28日までの2週間、縦覧を行いました。縦覧者はおらず、意見書の提出もありませんでした。

そして、本日の都市計画審議会でご審議いただき、11月中旬に知事への協議を行い、11月下旬の決定告示を考えております。

議案第1号、議案第2号の説明は以上となります。

○会長

本日、議案第1号から議案第3号までの3件ですが、柏崎小学校跡地に係る都市計画変更ということで、議案第1号と議案第2号について説明していただきました。

委員の方から何か質問、意見等あればお願いします。

○委員

発言なし。

○会長

よろしいでしょうか。

この場所については、以前も山車小屋という案が出されていたということで、懸念を示すような意見もあったように聞いておりますが、今回、説明会をした上で反対意見はなかったと聞いております。あと、資料6で説明いただきましたけれども、用途地域を近隣商業地域に変更するというので、用途地域上は商業施設も建築可能となりますけれども、永続的に市で保有して、記載されているような活用を図っていくということで、商業施設が立地することが見込まれるものではないということをご理解いただければと思います。

それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、当審議会といたしましては「原

案に対し意見なし。」ということで答申してよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

それでは、そのようにさせていただきます。

引き続き議案第3号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

はじめに、下水道の都市計画における位置づけについてご説明いたします。

下水道は、都市計画法第11条第1項において、都市施設の一つとされております。

また、都市計画運用指針では、下水道は生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等、都市活動を支える上で必要不可欠な施設であること、長期的な視点から計画的な整備を行う必要があり、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置づけることが望ましいとされております。

次に、下水道を都市計画に定める際の内容でございますが、下水道の名称、排水区域、下水管渠、その他の施設について、土地の自然条件、土地利用の動向、河川等水路の整備状況並びに、それらの将来の見通しなどを総合的に考慮し、機能的な都市活動の確保や良好な都市環境を形成・保持するよう、一体的かつ総合的に定めるものとされており、汚水と雨水の処理について計画を定めています。

続きまして、今回変更となる下水道施設の位置と概要についてご説明いたします。

参考資料の資料9①をご覧ください。

はじめに、汚水に関する変更でございます。

汚水の総括図になりますが、黒色で縁取りしている部分が、現在八戸都市計画下水道の排水区域として決定されている区域です。

今回の変更は、排水区域の変更、汚水管渠の終点位置の変更、汚水中継ポンプ場の追加になります。

まず排水区域の変更についてですが、今回、区域の廃止と追加、面積の見直しにより従前の5,055haから4,973haの変更となり、82haの縮小となります。

計画を廃止する区域についてですが、今年2月の八戸市公共下水道基本構想の見直し反映して廃止するもので、総括図の黄色い丸で囲んでいる3つの区域になりますが、図の上の方から市川町字下揚地内などの10ha、桔梗野工業団地90ha、長苗代、尻内町地内の36haでございます。

次に、新たに追加する区域についてですが、総括図の中央から左の赤い丸で囲んでいる部分で、陸上自衛隊八戸駐屯地の施設になります。

次に、污水管渠の変更ですが、今回は污水管渠の終点の位置を変更するもので、スライドで、青い丸で囲んでいる、中部第3幹線と中部第15幹線という2つの管渠について、それぞれの幹線が担っている排水区域の縮小にともない、計画で定める区間を変更するものです。

次に、污水中継ポンプ場の計画ですが、総括図の下の部分の赤い丸で囲んでいる箇所になりますが、污水管渠の計画ルートの見直しによって、大字根城字西ノ沢地内に、低い場所から高い場所に汚水を流すための污水中継ポンプ場を新たに計画するものでございます。

続きまして、雨水に関する変更概要についてご説明いたします。

資料9②をご覧ください。

雨水の総括図になりますが、黒色で縁取りしている部分が、現在、八戸都市計画下水道の排水区域として決定されている区域です。

今回の変更は、排水区域の変更、雨水ポンプ場の名称の変更になります。

まず排水区域の変更についてですが、今回の計画では、5,055haから5,113haに変更し、58haの増となります。

新たに追加する排水区域は、汚水と同じ赤色の区域で陸上自衛隊の施設になります。

また、一部の排水区域の設定について、雨水管渠計画の見直しによる、区域同士の境、面積を変更します。

次に、ポンプ場の名称の変更ですが、根城ポンプ場の名称を根城雨水ポンプ場に変更するものでございます。

それでは、今回の各変更箇所について、個別にご説明いたします。参考資料10をご覧ください。

まず汚水の排水区域の廃止についてですが、市では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備計画である公共下水道基本構想を定めております。

今年2月に構想の見直しを行いまして、市街化調整区域と桔梗野工業団地については下水道の整備着手、完成までに相当の期間を要することから、個人、事業者が個別に設置、処理を行う合併処理浄化槽の整備区域に変更しました。

今回は、基本構想を都市計画に反映するため、市街化調整区域で下水道を計画していた区域と桔梗野工業団地を、排水区域から廃止することとします。

今表示しているスライドは、大字市川町字下揚、堂ノ下地内で、黄色で囲んだ区域が元々は市街化区域で定められて、その後に市街化調整区域に変更され、用途地域のみ定められた用途地域内市街化調整区域で、当面の間、市街化区域となる予定がないことから、排水区域から廃止することとします。

続きまして、桔梗野工業団地で、黄色で囲んだ区域が廃止となる区域で、工業団地

内では各事業所により処理設備が設置されていることから、污水管渠の整備は行わないこととし、排水区域から廃止することとします。

大字長苗代字化石から大字尻内町字家口田までの国道 454 号付近になりますが、黄色で囲んだ部分が用途地域内市街化調整区域で、当面の間、市街化区域となる予定がないことから、排水区域から廃止することとします。

次は、排水区域の追加になります。

今回追加する陸上自衛隊八戸駐屯地ですが、駐屯地内の污水处理施設は老朽化が進んでいる状況で、今後、公共下水道に接続する意向であることから、污水处理の効率化と公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道の区域に追加するものでございます。

赤色で囲んだ区域が、駐屯地内の污水处理の対象となる施設で、将来、陸上自衛隊が施設内の排水設備を整備した時に、既設の污水管渠に接続することになります。

次に、終点の位置が変更となる下水道幹線についてご説明いたします。

管渠の計画につきましては、1,000ha を目安として一定の面積以上の区域を担う管渠と、処理水を放流するための管渠を定めることになっておりまして、今回は、下水道の計画区域の見直し、縮小によって、中部第 3 幹線と中部第 15 幹線で、1,000ha 以上を担う区間が変更となるものでございます。

まず、中部第 3 幹線についてですが、中部第 3 幹線は終点の位置を黄色の丸で示した八戸中央高校付近の青葉二丁目地内から、北側の赤丸で示した小中野三丁目地内に変更し、黄色い線で示した区間は計画から廃止いたします。

これにより、中部第 3 幹線の延長は、従前の約 1,170m から約 1,080m に変更し、90m の減となります。

次に、中部第 15 幹線についてですが、こちらは終点の位置を、黄色い丸の城下二丁目から、赤丸で示した江陽一丁目地内に変更するもので、こちらも黄色い線で示した区間は計画から廃止いたします。

これにより中部第 15 幹線の延長は、従前の約 2,190m から約 990m に変更し、1,200m の減となります。

次に、ポンプ場計画の変更についてご説明いたします。

污水中継ポンプ場は污水をポンプにより送水するための施設で、地形が低い場所から高い場所に污水を送水する場合などで、自然流下で管渠を整備する場合と比較して施工性、経済性、維持管理などで有利な場合に整備しております。

今回のポンプ場の追加につきましては、田面木地区の管渠計画において、ポンプ場を整備して根城 8 丁目にある既設の管渠に排水するため、赤で着色した場所にポンプ

場の整備を計画するものです。

ポンプ場の計画についてですが、名称は根城西ノ沢污水中継ポンプ場とし、敷地面積は、建物の面積や機械搬入などの必要な作業スペースを考慮し約 900 m²で計画します。

次に、根城ポンプ場についてですが、ここでは雨水を排水する雨水ポンプ場と田面木地区の污水中継ポンプ場を計画していましたが、污水中継ポンプ場の計画が先ほどの前のスライドで説明した場所に計画することとしましたので、根城ポンプ場は污水中継ポンプ場を廃止し雨水ポンプ場のみの計画となりまして、ポンプ場の名称を根城雨水ポンプ場に変更するものでございます。

最後に、都市計画変更のスケジュールについてです。参考資料 12 をご覧ください。

先ほどの用途地域、準防火地域の変更と同様、10月14日に説明会を開催し、10月15日から10月28日までの2週間、縦覧及び意見書の受付を行いました。縦覧及び意見書の提出はありませんでした。

本日の八戸市都市計画審議会でご審議いただき、11月中旬に知事への協議を行い、11月下旬の決定告示を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長

議案第3号ということで、八戸都市計画下水道の変更について説明いただきましたが、何か質問、意見等あればお願いします。

○委員

審議の内容と少し違うかもしれないですけども、現在の下水道の普及率を教えてください。

○会長

事務局で分かればお願いします。

○事務局

行政人口のうち、公共下水道、農業集落排水、浄化槽を使える方の割合を普及率とありますが、公共下水道の普及率が64.9%、農業集落排水の普及率が2.0%、合併処理浄化槽の普及率が12.4%、合計が79.3%となっております。

○会長

はい。水洗化は済んでいても正しい意味での下水道整備までには至っていない所もあるかと思っておりますけれども、ただいま紹介いただいた数値になっているということで

ご理解いただきたいと思います。

他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

○委員

発言なし。

○会長

よろしいでしょうか。公共下水道ということで計画を立てていた部分もありますけれども、先ほど説明があったとおり、公共下水道の完成を待つと相当長期間かかるということと、あとは、人家が連担してない所で公共下水道が有利かということで、これは議論が分かれる所になるかと思えますけれども、基本計画を見直したことに伴って、下水道の都市計画を見直していきたいということになるかと思えます。

それでは、議案第3号につきまして、当審議会といたしましては「原案に対し意見なし。」とういことで答申してよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

それでは、本日、市長から諮問いただきました議案第1号から議案第3号について、当審議会としては、「原案に対し意見なし。」とういことで、答申いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

進行を事務局にお返しします。

○司会

会長、ありがとうございました。

それではこれもちまして、第121回八戸市都市計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。